

# 防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収のあらまし

(令和9年1月以後の源泉徴収)

令和8年度の税制改正により、防衛特別所得税が創設され、所得税の源泉徴収義務者は、所得税を徴収する際に、防衛特別所得税（源泉徴収すべき所得税の額の1%相当額）を併せて徴収し、その所得税の法定納期限までに、その防衛特別所得税をその所得税と併せて国に納付しなければならないこととされました。

また、復興特別所得税について、その税率が1.1%（改正前：2.1%）に引き下げられ、課税期間が令和29年12月31日まで（改正前：令和19年12月31日まで）10年間延長されました。

これらの改正は、令和9年1月1日以後に生ずる所得に対する所得税について適用されます。

なお、改正前（復興特別所得税の税率2.1%）と改正後（防衛特別所得税の税率1%及び復興特別所得税の税率1.1%）とで、合計税率（2.1%）に変更はありませんので、改正前後で、源泉徴収税額の計算方法に変更は生じません。

（注）租税条約の規定により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率以下の限度税率が適用される場合又は所得税が免除される場合には、防衛特別所得税及び復興特別所得税は課されません。また、外国居住者等所得相互免除法の規定の適用により、所得税法及び租税特別措置法に規定する税率が軽減される場合又は所得税が非課税とされる場合には、防衛特別所得税及び復興特別所得税は課されません。

## 1 源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額

源泉徴収すべき防衛特別所得税の額及び復興特別所得税の額は、源泉徴収すべき所得税の額のそれぞれ1%及び1.1%（合計2.1%）相当額とされており、防衛特別所得税及び復興特別所得税は、所得税を徴収する際に、併せて徴収することとされています。

実際には、次のとおり、源泉徴収の対象となる支払金額等に対して、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計税率を乗じて計算した金額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付することとなります。

（注）給与等に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収については、次の2により行います。

### 【源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額】

支払金額等 × 合計税率（%）<sup>(\*)</sup> = 源泉徴収すべき所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額<sup>(注)</sup>

（注）算出した「所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の額」に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。

#### ※1 合計税率の計算式

合計税率（%） = 所得税率（%） × 102.1%

#### ※2 所得税率に応じた合計税率の例

所得税率（%）	5	10	15	16	18	20
合計税率（%） （所得税率（%）×102.1%）	5.105	10.21	15.315	16.336	18.378	20.42

#### ※3 具体的事例：報酬・料金として888,888円を支払った場合（所得税率10%の場合）

888,888円 × 10.21% = 90,755.4648円（1円未満切捨て） ⇒ 90,755円  
（支払金額） （合計税率） （算出税額） （源泉徴収税額）

## 2 給与等に係る所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の源泉徴収

給与等については、令和9年分以後の源泉徴収税額表に基づき、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額を徴収し、1枚の所得税徴収高計算書（納付書）で納付します。

（注）令和9年分の源泉徴収税額表は、令和8年8月末頃に国税庁ホームページに掲載する予定です。

## 3 年末調整

給与等から源泉徴収する税額は、所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額となっておりますので、年末調整も所得税、防衛特別所得税及び復興特別所得税の合計額（年調所得税額×102.1%）で行います。